

### 管理に係る重要事項調査依頼書

当社は、宅地建物取引業法第35条第1項第6号の2及び同法施行規則第16条の2の定め等により、下記物件の管理に係る重要事項について貴社に調査を依頼します。

なお、調査等に必要な費用はお支払いいたしますので、その内訳をご提示下さい。

年 月 日

免許番号 ( )第 号  
 商 号  
 担 当 者  
 所 属  
 住 所  
 電 話  
 F A X

印

物件名称		所在地	
売却依頼主		住戸番号	号室

調査依頼事項 (○で囲んだ事項の調査を依頼します。)	
1 管理組合名称、役員数、理事会活動状況、定期総会開催月、共用部分に付保している損害保険の種類、建築年次 2 駐車場関係事項、駐輪場関係事項、バイク置場関係事項 3 売却依頼主管理費等負担月額、管理費等滞納額 (遅延損害金有無)、管理費等支払い方法 4 直近の管理組合の修繕積立金積立総額、管理組合借入金、管理費等値上予定 5 長期修繕計画の有無、共用部分の修繕履歴、大規模修繕工事実施予定 6 アスベスト使用調査結果の記録有無・調査内容、耐震診断実施の有無・耐震診断内容 7 管理事務所勤務日・電話番号、自治会有無、サークル活動等	
管理規約集の写し	<input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要

#### 【調査依頼書発行に際してのお願い】

マンションの管理に係る重要事項の調査書をお引き受けに際し、以下の事項について予めご留意下さい。

- 調査依頼項目のうち○がないものはお答えいたしません。
- 調査報告書及び資料は着金確認後、手渡しまたは郵送にさせていただきます。FAX等での送付はいたしません。
- 当該マンションの管理規約及び使用規則並びに総会議事録等は管理事務室に保管しております。区分所有者または利害関係人は書面による請求により閲覧することができます。なお、管理規約等を貸し出すことはできません。
- 調査報告書の発行手数料は5,000円 (税抜き) です。  
 なお、管理規約等の写しをご希望の場合は、別途費用3,000円 (税抜き) を申し受けます。
- 調査報告書は着金確認後の発行となりますので、手数料等は現金をご持参いただくか、予め下記口座にお振込下さい。なお、口座振入の場合は入金確認のため振込用紙控をご持参いただくか、弊社までFAX (095-825-3802) にて事前にお知らせ願います。

——弊社使用欄——

(振込先) 十八親和銀行 大波止支店 普通 3223954 株式会社 トラスティ建物管理
--

検 印	作 成 者	入 金 確 認	受 付